

神奈川県立かながわアートホール条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(利用の申込み)</p> <p>第4条 条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用月（利用しようとする日の属する月をいう。以下同じ。）の<u>6月前</u>の月の第1日曜日（1月については、6日以後の最初の日曜日。以下「受付日」という。）に指定管理者に申し込まなければならない。ただし、受付日後においても利用の承認を受けた者のないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、国際的な催し等で受付日前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するときは、利用月の<u>8月前</u>の月の初日から末日までに申し込むことができる。</p> <p>3 受付日において、同一日時に同一施設の利用申込みが、2以上の申込者によりされたときは、指定管理者は、抽せんを行い、申込者を定める。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者若しくは<u>神奈川県</u>が芸術文化の振興を図ることを目的として設立した公益財団法人神奈川芸術文化財団が催しを主催し、若しくは共催する場合又はアートホールを練習の拠点とする公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団が練習のために利用する場合は、指定管理者若しくは<u>公益財団法人神奈川芸術文化財団又は公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団</u>は、第1項及び第2項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。</p>	<p>(利用の申込み)</p> <p>第4条 条例第11条第1項の規定により利用の承認を受けようとする者は、利用月（利用しようとする日の属する月をいう。以下同じ。）の<u>3月前</u>の月の第1日曜日（1月については、6日以後の最初の日曜日。以下「受付日」という。）に指定管理者に申し込まなければならない。ただし、受付日後においても利用の承認を受けた者のないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合において、国際的な催し等で受付日前に利用の申込みをしなければ催し等の開催に支障を生ずると認められるもののうち、知事の承認を得て指定管理者が定める基準に該当するものを開催するときは、利用月の<u>5月前</u>の月の初日から末日までに申し込むことができる。</p> <p>3 受付日において、同一日時に同一施設の利用申込みが、2以上の申込者によりされたときは、指定管理者は、抽せんを行い、申込者を定める。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者及び<u>神奈川県</u>が芸術文化の振興を図ることを目的として設立した公益財団法人神奈川芸術文化財団が催しを主催若しくは共催する場合又はアートホールを練習の拠点とする公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団が練習のために利用する場合は、指定管理者、<u>公益財団法人神奈川芸術文化財団及び公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団</u>は、第1項及び第2項に定める期間前においても利用の申込みをすることができる。</p>